

# (公財) 日教弘 教育研究助成事業 愛知支部 学校教育研究助成事業 募集要項

## 【個人・グループ研究部門】

学校教育研究助成事業は、教育の振興に寄与すると認められる教育研究の特に有益な研究活動に対して助成を行う事業です。令和6年度は下記要項のとおり実施します。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 愛知支部

## 2 助成要件

### (1) 助成の趣旨

より充実した教育活動を目指して有益な教育研究・実践を行う学校、及び優秀な研究・実践を行う教職員個人・グループに対し、研究を委嘱し助成金を給付することで、愛知県の学校教育の向上発展に寄与します。

### (2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的又は営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に研究活動ができるもの

### (3) 募集対象

教育に関する特に有益な研究・実践を行い、愛知県の学校教育の向上発展に寄与すると認められる以下の学校（園）・教育研究団体・教職員個人・グループとします。

また、応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行い、令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の研究活動を対象とします。

教職員個人・グループについては、県内の大学・高等学校・特別支援学校・義務教育学校・中学校・小学校・幼稚園（認定こども園）・高等専門学校に所属していること。

### (4) 募集期間

令和6年4月10日（水）～令和6年6月4日（火）

### (5) スケジュール

令和6年6月下旬 選考を行います。

令和6年7月上旬 決定通知書を送付します。

令和6年7月下旬 助成金を交付します。

令和7年2月14日（金）までに事業報告書等を提出してください。

※申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。

※助成が決定した事業については、研究活動の進捗を確認することがあります。

### (6) 応募方法

当支部ホームページ(<https://www.nikkyoko.or.jp/company/aichi/index.html>)のトップページにある「申請書その他ダウンロード」のタブを開き、「学校教育研究助成事業 研究助成金交付申請書【個人・グループ部門】（様式1）」及び「振込口座報告書（様式2）」をダウンロードしてください。

#### ① 申請区分

D：公認の学術研究団体（学会等）の研究大会における発表

E：教育委員会等が主催・共催する研究発表、校長会、地区教育研究会、教科教育研究会等の広域的な教育研究団体の研究発表

## ② 提出書類

申請書（様式1）及び振込口座報告書（様式2）に必要事項を記入し、担当者宛に郵送で提出してください。なお、振込口座報告書には、通帳の「表紙裏ページ」のコピーを貼付してください。

## ③ 提出期限 令和6年6月4日（火）※当日消印有効とします。

### 〈個人情報の取扱いについて〉

- ・申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象の学校名、個人・グループ名、助成対象テーマ及び助成金額や贈呈式などの模様を、ホームページ・広報誌などで公表することがあります。

## 3 助成金額等

### (1) 1件あたりの助成額

教職員が個人またはグループで取り組む教育研究・実践発表200件程度に対して、1件につき1万円以内とします。ただし、グループ研究については人数にかかわらず1件として扱うこととします。

### (2) 助成方法

申請者の指定した銀行口座に振り込みます。

### (3) 助成対象外とする費用

- ① 応募する申請者本人の人件費及び謝金（共同者も含む）
- ② 汎用性のある機器（パソコン、コピー機、タブレット端末）等の購入費
- ③ 組織等の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）等
- ④ 海外旅費（ただし、国内旅費は申請額の30%までとします。）
- ⑤ その他研究に直接関係がない講習会費、物品等

※助成後、対象外費用を使用した場合や提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金していただくことがあります。

## 4 選考

### (1) 選考方法

- ① 教育振興事業選考委員会の選考後、当支部幹事会の議を経て支部長が助成対象を決定します。
- ② 助成の採否を文書で各個人・グループに連絡しますが、採否の理由についての問い合わせには回答しません。

### (2) 選考基準

- ① 事業の公益性・社会性 申請内容が、十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ② 事業の適正性 申請内容が、助成の趣旨と合致しているか。  
事業予算の設定が過大なものではないか。
- ③ 事業の必要性 課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④ 事業の実現性 申請内容の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

## 5 助成対象者の義務等

(1) 助成対象者は申請書の内容に従って助成金を使用します。また、使用する際には必ず領収書（コピー可）を取り、研究活動の終了後に領収書綴り（A4用紙に貼付）を成果報告書と併せて提出してください。

### (2) 成果報告書等

当支部ホームページのトップページにある「申請書その他ダウンロード」のタブを開き、「学校教育研究助成事業（個人・グループ部門）成果報告書（様式3）」をダウンロードしてください。成果報告書に必要事項を記入し、令和7年2月14日（金）までに郵送で提出してください。

※学校名、個人・グループ名、研究主題の一覧を本支部のホームページに掲載し、CD等により研究の概要を広く県内に紹介できるものとします。

## 6 その他注意事項

(1) 提出された書類等は返却しません。

(2) 書類管理の都合上、当支部への持参はご遠慮ください。

(3) 万一、故意の虚偽記載、同一テーマによる重複申請、または研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし以降の申請は受け付けられません。

(4) 助成対象者が論文等により助成事業の成果を発表する場合には、論文等に当支部の助成金の給付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。

また、研究機関のホームページや広報誌において研究の成果を発表する場合も、その成果が当支部からの助成を受けて行った研究の成果であることを表示してください。

なお、助成金で購入した物品等については、「日教弘愛知支部学校教育研究助成事業助成」の名称をラベル等で添付してください。

## 7 問い合わせ先及び提出先

公益財団法人日本教育公務員弘済会愛知支部

〒460-0004

名古屋市中区新栄町二丁目4番地 坂種栄ビル4階

「学校教育研究助成事業」担当：三浦治夫

TEL：052-951-3453 FAX：052-961-9550

E-mail：aichi@nikkyoko.or.jp

URL：https://www.nikkyoko.or.jp/company/aichi/index.html